

# 生きもの調査の取組について

## ○目的

自然環境や生きものに配慮したお米づくり(農都のめぐみ米)に取り組むほ場で、生きもの保全につながる取組みを実践します。

## ○方法

カエル調査の実施(6月下旬～7月上旬ごろに実施)

農都のめぐみ米栽培ほ場にいるカエルの個体数を各自で数えて報告いただきます。

実施いただくほ場数は、農都のめぐみ米補助金交付申請面積(予定)に応じて設定します。カエル調査票送付時(6月上旬ごろ予定)に詳しくお伝えします。

## ○提出物

カエル調査票 ※様式は交付決定通知送付時に同封します



## ○スケジュール

手続き・作業		時期
交付申請書提出	申請者→市	令和6年5月10日(金)×切
交付決定通知 ・カエル調査票送付	市→申請者	令和6年6月上旬ごろ
生きもの調査の実施	申請者	令和6年6月下旬 ～7月上旬ごろ
実績報告・請求書類提出 (カエル調査票の提出含む)	申請者→市	令和6年11月ごろ
補助金支払い	市→申請者	令和7年1月ごろ

## ○備考

農都のめぐみ米取組ほ場が多面的機能支払活動組織の活動範囲内にあり、かつ、その活動組織が多面的機能支払の取組として農村環境課が指定する調査を実施する場合、申請者個別でのカエル調査の実施に代えることができます。

※上記の場合は交付申請書の「2. 生物調査等の実施」の項で、「多面的機能支払活動組織で実施」にチェックを入れ、活動組織名を記載してください。

※申請者ほ場を活動範囲に含む多面的機能支払活動組織が農村環境課指定の調査を実施するかどうかは申請者でご確認ください。多面的機能支払活動組織での実施がない場合は必ず個別でカエル調査を実施ください。

## 多面的機能支払活動組織とは…

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るために地域で共同活動に取り組む組織。市内では令和6年度現在、104組織が活動を行っています。